

## 【C-NEX】約款 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新約款	旧約款
第 3 条 (機器等の環境)	<p>3. 本システムの規格変更その他の理由により、お客様の使用している機器等が本システムに対応することができなくなった場合、お客様は、お客様の責任および費用負担において本システムに対応した機器等を準備するものとします。</p>	<p>2. 本システムの規格変更その他の理由により、お客様の使用している機器等が本システムに対応することができなくなった場合、お客様は、お客様の責任および費用負担において本システムに対応した機器等を準備するものとします。</p>
第 8 条 (口座の名義)	<p>6. 本口座の開設の申し込みに際して、お客様は当社に対して正確な必要情報を提供するものとし、また申込時にお客様が提供した必要情報に変更が生じた場合には、お客様は直ちに当社に対して通知するものとします。お客様が申込時に事実と異なる必要情報を提供した場合、または必要情報の変更にもかかわらずお客様が当社に対して変更の通知をしなかった場合には、これらに起因してお客様に生じた一切の責任はお客様が負担するものとし、当社は、故意または重大な過失がない限り一切の責任を負わないものとします。<u>なお、当社が提供する他のサービス等において、必要情報の更新があった場合は、当社にてお客様の必要情報が一致する状態に変更することがあります。</u></p>	<p>6. 本口座の開設の申し込みに際して、お客様は当社に対して正確な必要情報を提供するものとし、また申込時にお客様が提供した必要情報に変更が生じた場合には、お客様は直ちに当社に対して通知するものとします。お客様が申込時に事実と異なる必要情報を提供した場合、または必要情報の変更にもかかわらずお客様が当社に対して変更の通知をしなかった場合には、これらに起因してお客様に生じた一切の責任はお客様が負担するものとし、当社は、故意または重大な過失がない限り一切の責任を負わないものとします。</p>